

○暴走族総合対策推進要綱の制定について

(平成7年3月6日甲通達交指第15号)

みだしのことについては、別添のとおり定め、平成7年4月1日から実施することとしたので、所属職員に対する教養を徹底し、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、暴走族総合対策の推進について（昭和56年甲通達交指第2号）は廃止する。

別添

暴走族総合対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、暴走族総合対策の推進に関し、必要な事項を定め、もって暴走族の根絶を期することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 暴走族

道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条の規定に違反する行為（以下「共同危険行為等の禁止違反」という。）その他道路における自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団的に行い、若しくは行うおそれがある者をいう。この場合において、「著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団的に行い、若しくは行うおそれがある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴走族であること又は暴走族グループ（著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団で行うことを主たる目的として結成された集団をいう。以下同じ。）に加入していることを自認している者
- (2) 暴走族であること又は暴走族グループに加入していることが、他人の供述、写真、名簿、所持品等によって判明している者
- (3) 著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為に係る自動車等に同乗している者
- (4) 著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を行うための集会に参加している者
- (5) 著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を行うために違法な改造を施した自動車等を所有又は運転している者

2 共同危険型暴走族

暴走族のうち、暴走行為（共同危険行為等の禁止違反に該当するような行為及び集団による信号無視、最高速度違反、最低速度違反、通行区分違反、整備不良車両の運転禁止違反、消音器不備車両の運転禁止違反、騒音運転などの違反を行い、著しく道

路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をいう。) を行い、又は行うおそれのある者をいう。

3 違法競走型暴走族

暴走族のうち、違法な競走行為（急発進、急加速、急旋回、ローリング、ドリフト走行等の違法な走行により一定区間の通過タイムや運転テクニックを競い合い、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をいう。）を行い、又は行うおそれのある者で、「共同危険型暴走族」以外の者をいう。

なお、異性を誘惑する目的でい集し、又は一定地域を低速で周回するなどしている「ハント族」、「周回族」、自動車等の改造状況を自慢し合うために公園、空き地等にい集する「VIP 族」等については、通常は道路における運転行為が、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれや著しく他人に迷惑を及ぼすおそれのあるものではないことから、一般的には違法競走型暴走族には含まれない。

4 暴走族事案

暴走族による、い集、暴走行為、集団暴力事件、対立抗争事件等をいう。

5 ブロック運用制度

暴走族事案の広域化、複雑化、多様化等に対応するため、県下を方面別のブロックに区分し、署の管轄区域を越えた効率的運用を図る制度をいう。

第3 基本方針

暴走族総合対策の基本方針は、次によるものとする。

1 暴走族事案等の取締りの強化

警察の組織を挙げて、暴走族事案及び各種違法行為の取締りを強化し、暴走族組織の解体・壊滅を図る。

2 生活指導、補導活動の強化

関係機関・団体、地域、職域、学校等との連携を強化し、地域ぐるみ、職域ぐるみの生活指導、補導活動を推進する。

3 暴走族追放運動の推進

関係機関・団体と連携し、あらゆる広報媒体を活用して、暴走族排除気運の醸成を図るとともに、暴走族事案を発生させない社会環境づくりを推進する。

第4 推進体制

1 県本部の体制

(1) 暴走族総合対策本部の設置

暴走族対策の基本的事項を策定し、推進するため、県本部に本部長を長とする暴走族総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。対策本部の編成及び任務は、別表第1のとおりとする。

(2) 会議

対策本部長は、必要により対策会議を開催することができる。

(3) 暴走族総合対策室の設置

対策本部の決定に基づき実施計画を策定し、かつ、これを実施するため、対策本部に交通部長を長とする暴走族総合対策室（以下「総合対策室」という。）を設置するものとする。総合対策室の編成及び任務は、別表第2のとおりとする。

(4) 事務担当課

対策本部及び総合対策室の事務は交通指導課において行う。

2 署の体制

(1) 署暴走族総合対策本部の設置

署に、署長を長とする署暴走族総合対策本部（以下「署対策本部」という。）を設置するものとする。署対策本部の編成及び任務は、別表第3のとおりとする。

(2) 署暴走族取締本部の設置

署長は、暴走族事案が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、署長を長とする署暴走族取締本部（以下「署取締本部」という。）を設置するものとする。署取締本部の編成及び任務は、別表第4のとおりとする。

3 ブロック運用制度の効果的活用

署長は、暴走族事案が単一署では対処できない場合又はその事案が2以上の署へ及ぶ場合は、ブロック運用制度を効果的に活用すること。ブロック運用の編成区分は、別表第5のとおりとする。

第5 日常の措置

1 実態把握

(1) 暴走族の実態把握

署長は、交通取締り、各種事故事件の捜査、少年補導その他日常の活動を通じ、暴走族の実態把握に努めるものとする。

(2) 暴走族事案情報の収集

署長は、管内の暴走族の溜り場となっている飲食店、遊戯場、ゲームセンター等を把握し、日頃から民間の協力が得られるよう良好な関係の保持に努めるほか、暴走族構成員等の生活指導を通じて、暴走族事案情報（以下「(走)情報」という。）の収集に努めるものとする。

2 関係機関・団体等との連携による対策の推進

署長は、関係機関・団体等と緊密な連携を保ち、次に掲げる対策を積極的に推進するものとする。

(1) 地域ぐるみの暴走族追放（排除）運動を促進する。

(2) 報道機関その他の広報媒体を積極的に活用し、暴走族排除気運の醸成を図る。

(3) 教育関係機関に対し、「暴走行為をしない・させない・見に行かない」などの生徒指導の徹底を働きかける。

- (4) 会社、事業所等に対し、従業員等を暴走族へ加入させないよう職場教育の徹底を働きかける。
- (5) 保護者等に対する指導を強化し、保護・監護責任を遂行させる。
- (6) 自動車業界等に対し、暴走行為を助長する自動車等の改造及び装飾的物品を販売しないよう働きかける。
- (7) 暴走族のい集及び暴走行為に利用されやすい空き地・施設の管理者に対し、物理的閉鎖等の措置を講ずるよう働きかける。

第6 取締り及び組織の解体

1 取締りの基本方針

暴走族事案の取締りの基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴走族のい集又は暴走行為に対しては、取締り体制を確立し、小規模の段階で解散・阻止・検挙等の措置をとる。
- (2) 共同危険行為等の禁止違反その他の各種法令を適用し、首謀者をはじめ参加者全員を検挙・補導し解体を図る。
- (3) 暴走族事案を助長する犯罪を徹底検挙し、環境を整備する。

2 (走) 情報の報告及び連絡

暴走族事案についての情報を入手したときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 関係所属長は、直ちに交通指導課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 交通指導課長は、情報が2署以上に関連し、又はそのおそれがある場合は、直ちに関係所属長に連絡するものとする。

3 取締り体制の確立

- (1) 署長は、署取締本部を設置したときは、速やかに交通指導課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 署長はブロック運用制度による取締体制を必要とする場合は、交通指導課長を経由して本部長に応援要請することができる。ただし、事態が切迫してあらかじめ本部長に応援要請することが困難である場合は、関係所属長に直接応援要請を行い、事後速やかに交通指導課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (3) 署長は、暴走族事案捜査のため、指定交通捜査員の派遣を求めることができる。

4 取締り及び組織解体上の留意事項

- (1) 暴走行為に対する取締りは、原則として部隊活動及び関係所属への手配その他の組織的な警察活動により行うこと。
- (2) 110番通報等で臨場し、又は街頭活動中に暴走族事案を発見した場合は、警察署当番責任者等に報告・手配を行うとともに、警告・採証活動を行うこと。

警察署当番責任者等は、関係所属へ手配連絡を行うとともに予想される暴走経路に取締員を先行配置させ、必要な採証活動を徹底すること。

- (3) 共同危険行為等の禁止違反の採証活動にあたっては、取締員の配置及び相互連携により、暴走車両・参加者・被危険（迷惑）者等を特定し、違反の全容解明に努めること。
- (4) 暴走族の不法改造車両に対しては、徹底した取締りを行うとともに、整備通告及び整備命令による車両の改善措置をとらせること。
- (5) 少年事件の調査・取調べ等にあたっては、少年の特性に配慮し、少年事件選別主任者の運用、保護者・学校・職場等との連携により適正処遇に努めること。
- (6) 暴走族事案の捜査にあたっては、関係部門が連携し、暴力団、覚醒剤事犯その他の背後にある犯罪の追及を徹底するとともに、検察庁、家庭裁判所と緊密な連絡を取ることを。
- (7) 検挙、補導した暴走族については、解散届、脱退届を徴収するほか、保護者、雇用主、保護司、少年警察協助力員等と連携して、継続した事後補導を徹底すること。

5 受傷事故防止

- (1) 取締りにあたっての心構え
 - ア 暴走族は、停止指示に従わず、職務執行に対して反撃することを念頭に置き、挑発に乗ることなく冷静に行動すること。
 - イ 暴走族は常に木刀、鉄パイプ、発煙筒等の凶器を所持していることを念頭に置き、不測の事態に備えること。
 - ウ 追跡、捕捉にあたっては、幹部の指示を受けて、組織的な対応に徹すること。
- (2) 幹部の措置
 - ア 取締り責任者は、受傷事故防止資機材の活用及び取締り配置員に対する具体的な任務付与を行うこと。
 - イ 常に全体を掌握できる場所に位置して、取締りの指揮にあたること。
- (3) 配置員の措置
 - ア 暴走族事案に対しては、単独による停止検問は絶対に行わないこと。
 - イ 検問にあたっては、パトカー等警察車両、矢印誘導板等の装備資機材を有効に活用すること。
 - ウ 必要により追尾する場合は、集団への巻き込みその他の暴走行為の変化に的確に対応するため、必要な距離を保持して行うこと。

第7 行政処分の徹底

1 迅速的確な行政処分の上申

暴走族の行政処分の上申にあたっては、運転免許課と緊密に連携し、迅速かつ厳正に行うものとする。

2 行政処分の執行

暴走族のうち、少年に対する聴聞若しくは意見の聴取又は行政処分の執行にあたっては、再発防止について指導するものとする。

3 処分者講習の充実強化

暴走族に係る処分者講習にあたっては、暴走族の特別学級を編成するなど、講習内容の充実強化に努めるものとする。